

## 議案第90号

### 財産の処分について

次のとおり財産を処分することについて、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和39年条例第5号）第3条の規定により、議会の議決を求める。

令和5年9月4日提出

大田原市長 相馬 憲一

### 記

- 1 処分の目的 立木の適正伐期齢を経過しており、森林資源の循環活用のため
- 2 財産の表示所在 大田原市北野上字中山  
(林班23、準林班サ、小班2ほか)  
種類 立木(スギ・ヒノキ)  
数量 1,656立方メートル(3,606本)
- 3 処分の予定価格 22,745,000円
- 4 処分の方法 素材生産販売委託